



福岡医発第 1333 号 (地)
平成 30 年 8 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制届出について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）における「国が定める単価」につきましては、平成30年6月14日付（福岡医発第797号（地））文書において、平成30年度介護報酬改定を踏まえた加算を創設するなどの改正が行われた旨等のご連絡を申し上げており、本年10月1日から施行されるところです。

これに伴い、今般厚生労働省より、総合事業の費用算定に係る体制届出に関する一部改正通知が発出された旨、日本医師会を通じて連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) これまで総合事業において従前の介護予防訪問介護・通所介護サービスを提供するみなし指定事業所については、介護予防訪問介護・通所介護と届出内容が同一であるため、体制届出の提出は不要とされておりましたが、介護予防訪問介護・通所介護が廃止されたことから、今年度より、みなし指定事業所としての届出が必要となる点にご留意ください。
- 2) 総合事業の単位数等サービスコード表等につきましては、WAMNET
(<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>) に掲載される予定です。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

平成 30 年 7 月 30 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制届出について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 30 年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）における「国が定める単価」につきましては、本年 5 月 23 日付（介 37）文書において、平成 30 年度介護報酬改定を踏まえた加算を創設するなどの改正が行われた旨等のご連絡を申し上げており、本年 10 月 1 日から施行されるところでございます。

これに伴い、今般厚生労働省より、総合事業の費用算定に係る体制届出に関する一部改正通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、これまで総合事業において従前の介護予防訪問介護・通所介護サービスを提供するみなし指定事業所については、介護予防訪問介護・通所介護と届出内容が同一であるため、体制届出の提出は不要とされておりましたが、介護予防訪問介護・通所介護が廃止されたことから、今年度より、みなし指定事業所としての届出が必要となる点にご留意ください。

また、総合事業の単位数等サービスコード表等につきましては、WAMNET (<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>) に掲載される予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について

(平 30. 7. 18 老振発 0718 第 1 号 厚生労働省老健局振興課長 通知)



老振発 0718 第 1 号
平成 30 年 7 月 18 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域支援事業実施要綱」において国が定める額を上限として、市町村が定めることとしている。

地域支援事業実施要綱において国が定める額については、「「地域支援事業の実施について」の一部改正について（平成 30 年 5 月 10 日付け老発第 0510 第 3 号）」により改正が行われ、平成 30 年 10 月 1 日から施行される。

これに伴い、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第20号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）については、本年2月10日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。 記 第1 ～ 第5 （略） 第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて（略） （1） （略） （2） 届出項目について （別紙1－4）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）について示しているものであり、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（独自／定額）及び通所型サービス（独自／定率）（以下、「独自定額・定率サービス」という。）については、市町村において様式を定めること。 （3） 体制等状況一覧表の記載要領について 1 共通事項 ①・② （略）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第20号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）については、本年2月10日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。 記 第1 ～ 第5 （略） 第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて（略） （1） （略） （2） 届出項目について （別紙1－4）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス（独自）及び通所型サービス（独自）について示しているものであり、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（独自／定額）及び通所型サービス（独自／定率）（以下、「独自定額・定率サービス」という。）については、市町村において様式を定めること。 （3） 体制等状況一覧表の記載要領について 1 共通事項 ①・② （略）

2 訪問型サービス（みなし）

- ① 「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2③を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙28）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」とする。
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑥を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、第5の2⑦を準用されたい。
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑧を準用されたい。

3 訪問型サービス（独自）

- ① 「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2③を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙28）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」とする。
- ②～④ （略）

4 通所型サービス（みなし）

- ① 「職員の欠員による減算の状況」については、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「地域支援事業実施要綱」という。）の別添1の2の注2に関する欠員該当職種を記載させること。
- ② 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7⑬を準用されたい。
- ③ 「生活機能向上グループ活動加算」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のロに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「運動器機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のハに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のニに該当する場合に「あり」と記載させること。

（新設）

2 訪問型サービス（独自）

- ① 「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2③を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙28）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」とする。
- ②～④ （略）

（新設）

- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のホに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「選択的サービス複数実施加算」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のへに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「事業所評価加算(申出)の有無」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、第5の27⑤を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7⑩を準用されたい。なお、用いる添付様式は(別紙29)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」とする。
- ⑩ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7⑧を準用されたい。
- ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑧を準用されたい。
- 5. 通所型サービス(独自)
 - ① 「職員の欠員による減算の状況」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2の注2に関する欠員該当職種を記載させること。
 - ② (略)
 - ③ 「生活機能向上グループ活動加算」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のロに該当する場合に「あり」と記載させること。
 - ④ 「運動器機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のハに該当する場合に「あり」と記載させること。
 - ⑤ 「栄養改善体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のニに該当する場合に「あり」と記載させること。
 - ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の

3. 通所型サービス(独自)

- ① 「職員の欠員による減算の状況」については、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)による改正前の指定介護予防サービス基準第97条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
- ② (略)
- ③ 「生活機能向上グループ活動加算」については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第 号)による改正前の介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「旧介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)ロに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「運動器機能向上体制」については、旧介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、旧介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、旧介護予防サービス介護

別添 1 の 2 のホに該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦ 「選択的サービス複数実施加算」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のへに該当する場合に「あり」と記載させること。</u> ⑧ 「事業所評価加算(申出)の有無」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、<u>第 5 の 27⑤を準用されたい。</u> ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、<u>第 5 の 7 ⑩を準用されたい。</u>なお、用いる添付様式は(別紙 29)「<u>サービス提供体制強化加算に関する届出書</u>」とする。 ⑩ 「生活機能向上連携加算」については、<u>通所介護と同様であるので、第 5 の 7 ⑧を準用されたい。</u> ⑪ (略)	<u>給付費単位数表二</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦ 「選択的サービス複数実施加算」については、<u>旧介護予防サービス介護給付費単位数表へに該当する場合に「あり」と記載させること。</u> ⑧ 「事業所評価加算」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、<u>第 5 の 28⑤を準用されたい。</u> ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、<u>第 5 の 7 ⑩を準用されたい。</u>なお、用いる添付様式は(別紙 29)「<u>サービス提供体制強化加算に関する届出</u>」とする。 (新設) ⑩ (略)						
(様式) <table border="0"> <tr> <td><u>別紙 1-4</u></td><td><u>(内容変更有)</u></td></tr> <tr> <td><u>別紙 26</u></td><td><u>(内容変更有)</u></td></tr> <tr> <td><u>別紙 29</u></td><td><u>(内容変更有)</u></td></tr> </table>	<u>別紙 1-4</u>	<u>(内容変更有)</u>	<u>別紙 26</u>	<u>(内容変更有)</u>	<u>別紙 29</u>	<u>(内容変更有)</u>	
<u>別紙 1-4</u>	<u>(内容変更有)</u>						
<u>別紙 26</u>	<u>(内容変更有)</u>						
<u>別紙 29</u>	<u>(内容変更有)</u>						

(別紙１－４)

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等										割 引						
A1	訪問型サービス（みなし）			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり							1	なし	2	あり		
				特別地域加算	1	なし	2	あり												
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ										
A2	訪問型サービス（独自）			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり							1	なし	2	あり		
				特別地域加算	1	なし	2	あり												
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ										
A5	通所型サービス（みなし）			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員							1	なし	2	あり
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり												
				生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2	あり												
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり												
				栄養改善体制	1	なし	2	あり												
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり												
				選択的サービス複数実施加算	1	なし	2	あり												
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし	2	あり												
				サービス提供体制強化加算	1	なし	4	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	3	加算Ⅱ								
				生活機能向上連携加算	1	なし	2	あり												
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ										
				A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員						
若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2					あり												
生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2					あり												
運動器機能向上体制	1	なし	2					あり												
栄養改善体制	1	なし	2					あり												
口腔機能向上体制	1	なし	2					あり												
選択的サービス複数実施加算	1	なし	2					あり												
事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし	2					あり												
サービス提供体制強化加算	1	なし	4					加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	3	加算Ⅱ								
生活機能向上連携加算	1	なし	2					あり												
介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ					5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ										

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

[illegible]

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その 他 該 当 す る 体 制 等				
A1	訪問型サービス（みなし）			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり
				特別地域加算	1	なし	2	あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当
A2	訪問型サービス（独自）			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり
				特別地域加算	1	なし	2	あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当
A5	通所型サービス（みなし）			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員 3 介護職員
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり
				生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2	あり
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり
				栄養改善体制	1	なし	2	あり
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし	2	あり
				生活機能向上連携加算	1	なし	2	あり
A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員 3 介護職員
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり
				生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2	あり
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり
				栄養改善体制	1	なし	2	あり
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし	2	あり
				生活機能向上連携加算	1	なし	2	あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

受付番号

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

平成 年 月 日

市町村長 殿

所在地
名 称

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名 称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 都市					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	法人の種別	法人所轄庁					
	代表者の職・氏名	職名	氏名				
	代表者の住所	(郵便番号 —) 県 都市					
事業所・施設 の状況	主たる事業所・施設の 所在地	(郵便番号 —) 県 都市					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	主たる事業所の所在地以外の場所 で一部実施する場合の出張所等の 所在地	(郵便番号 —) 県 都市					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	管理者の氏名						
	管理者の住所	(郵便番号 —) 県 都市					
届出を行う事業所・施設 の種類	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定(許可) 年月日	異動等の区分	異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)	
	訪問型サービス(みなし)			1新規 2変更 3終了			
	訪問型サービス(独自)			1新規 2変更 3終了			
	訪問型サービス(独自・定率)			1新規 2変更 3終了			
	訪問型サービス(独自・定額)			1新規 2変更 3終了			
	通所型サービス(みなし)			1新規 2変更 3終了			
	通所型サービス(独自)			1新規 2変更 3終了			
	通所型サービス(独自・定率)			1新規 2変更 3終了			
	通所型サービス(独自・定額)			1新規 2変更 3終了			
介護保険事業所番号							
特記事項	変 更 前				変 更 後		
関係書類		別添のとおり					

備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。

2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。

6 「異動項目」欄には、(別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(通所型サービス)

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ☒ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ☒	2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ☐

4 介護福祉士等の状況	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	①に占める ②の割合が 40%以上	有・無
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		

5 勤続年数の状況	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。